

特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置(使用、変更)届出書

2012年7月24日

都道府県知事
(市長) 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名 印

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項(第6条第1項又は第2項、第7条)の規定により、特定施設(有害物質貯蔵指定施設)について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	株式会社 事業所	整理番号	
工場又は事業場の所在地	〒 市 1-2-3	受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類	65 酸又はアルカリによる表面処理施設 66 電気めっき施設	施設番号
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	審査結果
	特定施設の構造	別紙1のとおり。	備考
	特定施設の設備(有害物質使用特定施設の場合に限る。)	別紙1の2のとおり。	
	特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。	
	汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。	
	排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。	
	排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。	
排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。		
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類		
	有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。	
	有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。	
	汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。	
	特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。	
特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設 有害物質貯蔵指定施設		
	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排水水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 - 9 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

有害物質使用特定施設の場合、別紙2（使用の方法）については、以下の点に留意すること

届出様式においては義務とはなっていないが、管理要領、点検頻度、同等以上の点検の内容などについて、必要に応じて添付することが望ましい。

その他参考となるべき事項の欄には、有害物質使用特定施設の場合において、有害物質の製造、処理を行っている場合には、製造、処理を行っている有害物質の種類を記載することが望ましい（届出がなされた特定施設のうち、どの施設が有害物質使用特定施設になるかを把握するため）。なお、有害物質を使用している場合、原材料の欄に記載される場合には、改めて記載する必要はないが、記載されていない場合にはその他参考となるべき事項の欄に記載する。

特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号	B - 1	B - 2
特定施設番号及び名称	65 酸又はアルカリによる表面処理施設	66 電気めっき施設
型 式	浸漬式 (社製 CM - 5)	全自動バレル回転式 (社製 ZB - A1)
構 造	鉄製、内部を塩化ビニールライニング(構造図は資料 のとおり)	鉄製、内部を塩化ビニールライニング(構造図は資料 のとおり)
主 要 寸 法	槽寸法 ・酸浸槽1m×1m×1.5m×1槽	・装置全体で 1m×10m×1.5m (各槽の寸法は資料 のとおり)
能 力	ねじ 3,000個/日	ねじ 5,000個/日
配 置	めっき工場棟1階 (配置は、資料 のとおり)	めっき工場棟1階 (配置は、資料 のとおり)
設 置 年 月 日	年 月 日 使用届の場合に記入。以下同様	年 月 日
工事着手予定年月日	2012年9月24日	2012年9月24日
工事完成予定年月日	2012年10月1日	2012年10月1日
使用開始予定年月日	2012年10月1日	2012年10月1日
その他参考となるべき事項	床面は厚さ100mmのコンクリート 周囲には側溝を設け、流出を防止	有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。 防液堤等については、可能な場合には容量を記入すること。

備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

別紙 1 の 2

特定施設の設備

<u>工場又は事業場における施設番号</u>	B - 1	B - 2
<u>特定施設番号及び名称</u>	65 酸又はアルカリによる表面処理施設	66 電気めっき施設
<u>設 備</u>	地上配管、排水溝、ためます	排水溝
<u>構 造</u>	配管 ステンレス製 排水溝、ためます コンクリート製、厚さ50mm	コンクリート製、厚さ50mm
<u>主 要 寸 法</u>	配管 直径100mm×30m 排水溝 幅300mm×深さ200mm×10m ためます 500mm×500mm×400mm	幅300mm×深さ20mm×3m (途中でB-1の排水溝と合流)
<u>配 置</u>	めっき工場1階 (配置は資料のとおり)	めっき工場1階 (配置は資料のとおり)
<u>設 置 年 月 日</u>	年 月 日	年 月 日
<u>工事着手予定年月日</u>	2012年9月24日	2012年9月24日
<u>工事完成予定年月日</u>	2012年10月1日	2012年10月1日
<u>使用開始予定年月日</u>	2012年10月1日	2012年10月1日
<u>その他参考となるべき事項</u>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>配管については、 地下配管(トレンチ) 地下配管(埋設)などのケースも考えられる。トレンチの場合はトレンチの構造についても記載すること</p> </div>	

備考 1 有害物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。

2 配置の欄には、当該特定施設の設備の配置を記載すること。

「設備」の欄には、施設に付帯する配管等、排水溝等の設備の名称を記載すること
「構造」の欄には、設備の材質を記載するとともに、検知設備を有する場合にはその旨記載すること
「主要寸法」の欄については、設備のうち、主なものについて寸法を記載すること
「配置」の欄については、建物の名称・位置等を記載するとともに、地下に設置されている場合にはその旨を明記すること。
有害物質を含む水が流れない場合には、構造等に関する基準が適用されないのので、その他参考となるべき事項の欄にその旨記載すること。

様式第1(第3条関係)(表面)

第5条第3項の規定による有害物質使用特定施設の例
(全量下水道・74番等に排出のため従来届出対象でなかった)

特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置(使用、変更)届出書

2012年7月24日

都道府県知事
(市長) 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名 印

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項(第6条第1項又は第2項、第7条)の規定により、特定施設(有害物質貯蔵指定施設)について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	株式会社 事業所	整理番号	
工場又は事業場の所在地	〒 市 1-2-3	受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類	施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 無	審査結果
	特定施設の構造	別紙1のとおり。	備考
	特定施設の設備(有害物質使用特定施設の場合に限る。)	別紙1の2のとおり。	
	特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。	
	汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。	
	排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。	
	排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。	
排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。		
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類		
	有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。	
	有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。	
	汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。	
	特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。	
特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input checked="" type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排水水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限つて欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 - 9 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

<u>工場又は事業場における施設番号</u>	B - 1	B - 2
<u>有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別</u>	有害物質使用特定施設	有害物質使用特定施設
<u>型 式</u>	浸漬式 (社製 CM - 5)	全自動バレル回転式 (社製 Z B - A 1)
<u>構 造</u>	鉄製、内部を塩化ビニールライニング（構造図は資料 のとおり）	鉄製、内部を塩化ビニールライニング（構造図は資料 のとおり）
<u>主 要 寸 法</u>	槽寸法 ・酸浸槽1m×1m×1.5m×1槽	・装置全体で 1m×10m×1.5m (各槽の寸法は資料 のとおり)
<u>能 力</u>	ねじ 3,000個 / 日	ねじ 5,000個 / 日
<u>配 置</u>	めっき工場棟 1階 (配置は、資料 のとおり)	めっき工場棟 1階 (配置は、資料 のとおり)
<u>床 面 及 び 周 囲</u>	床面は厚さ100mmのコンクリート 周囲には側溝を設け、流出を防止 防液堤等について、可能な場合には容量を記入	床面は厚さ100mmのコンクリート 周囲には側溝を設け、流出を防止
<u>設 置 年 月 日</u>	年 月 日	年 月 日
<u>工事着手予定年月日</u>	2012年 9月24日	2012年 9月24日
<u>工事完成予定年月日</u>	2012年10月 1日	2012年10月 1日
<u>使用開始予定年月日</u>	2012年10月 1日	2012年10月 1日
<u>その他参考となるべき事項</u>		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

「配置」の欄には、地下に設置されている場合には、その旨記載すること
有害物質使用特定施設の場合には、別紙 1～6 の書きぶりを参考とする（以下同様）。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

<u>工場又は事業場における施設番号</u>	B - 1	B - 2
<u>有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別</u>	有害物質使用特定施設	有害物質使用特定施設
<u>設 備</u>	地上配管、排水溝、ためます	排水溝
<u>構 造</u>	配管 ステンレス製 排水溝、ためます コンクリート製、厚さ50mm	コンクリート製、厚さ50mm
<u>主 要 寸 法</u>	配管 直径100mm×30m 排水溝 幅300mm×深さ200mm×10m ためます 500mm×500mm×400mm	幅300mm×深さ20mm×3m (途中でB-1の排水溝と合流)
<u>配 置</u>	めっき工場1階 (配置は資料のとおり)	めっき工場1階 (配置は資料のとおり)
<u>設 置 年 月 日</u>	年 月 日	年 月 日
<u>工事着手予定年月日</u>	2012年9月24日	2012年9月24日
<u>工事完成予定年月日</u>	2012年10月1日	2012年10月1日
<u>使用開始予定年月日</u>	2012年10月1日	2012年10月1日
<u>その他参考となるべき事項</u>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>配管については、地下配管（トレンチ）地下配管（埋設）などのケースも考えられる。トレンチの場合はトレンチの構造についても記載すること</p> </div>	

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

「設備」の欄には、施設に付帯する配管等、排水溝等の設備の名称を記載すること
「構造」の欄には、設備の材質を記載するとともに、検知設備を有する場合にはその旨記載すること
「主要寸法」の欄については、設備のうち、主なものについて寸法を記載すること
「配置」の欄については、建物の名称・位置等を記載するとともに、地下に設置されている場合にはその旨を明記すること。
有害物質を含む水が流れない場合には、構造等に関する基準が適用されないので、その他参考となるべき事項の欄にその旨記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

<u>工場又は事業場における施設番号</u>	B - 1	B - 2
<u>有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別</u>	有害物質使用特定施設	有害物質使用特定施設
<u>設置場所</u>	めっき工場1階 (配置は資料のとおり)	めっき工場1階 (配置は資料のとおり)
<u>操業の系統</u>	処理を行う 原料から製品までの製造工程のフローシートを添付し、工程における特定施設を他の施設と区分する。	めっきを行う
<u>使用時間間隔</u>	週に2～3日程度使用し、使用時間帯は不規則	10時～16時
<u>1日当たりの使用時間</u>	4時間	6時間
<u>使用の季節的変動</u>	なし	6月中旬～7月中旬 100%稼働 12月中旬～1月中旬 30%稼働 その他 70%稼働
<u>原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。)</u>	<前処理行程> < 処理 >	<前処理行程> <めっき行程>
<u>貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)</u>		
<u>その他参考となるべき事項</u>		

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

届出様式においては義務とはなっていないが、管理要領、点検頻度、同等以上の点検の内容などについて、必要に応じて添付することが望ましい。

その他参考となるべき事項の欄には、有害物質使用特定施設の場合において、有害物質の製造、処理を行っている場合には、製造、処理を行っている有害物質の種類を記載することが望ましい(届出がなされた特定施設のうち、どの施設が有害物質使用特定施設になるかを把握するため)。なお、有害物質を使用している場合、原材料の欄に記載される場合には、改めて記載する必要はないが、記載されていない場合にはその他参考となるべき事項の欄に記載する。

別紙15 (新規)

用水及び排水の系統 (搬入及び搬出の系統)

<p><u>施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統 (有害物質使用特定施設の場合に限る。)</u>又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統 (有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)</p>	<p>水道水</p> <p>めっき工程 (洗浄等)</p> <p>めっき排水処理装置</p> <p>排水口</p> <p>必要に応じ用水及び排水の系統がわかる図面を添付する</p>		
<p><u>用途別用水使用量</u></p>	用 途	使 用 水	用水使用量 (m ³ /日)
	めっき等工程	水道水	1 2

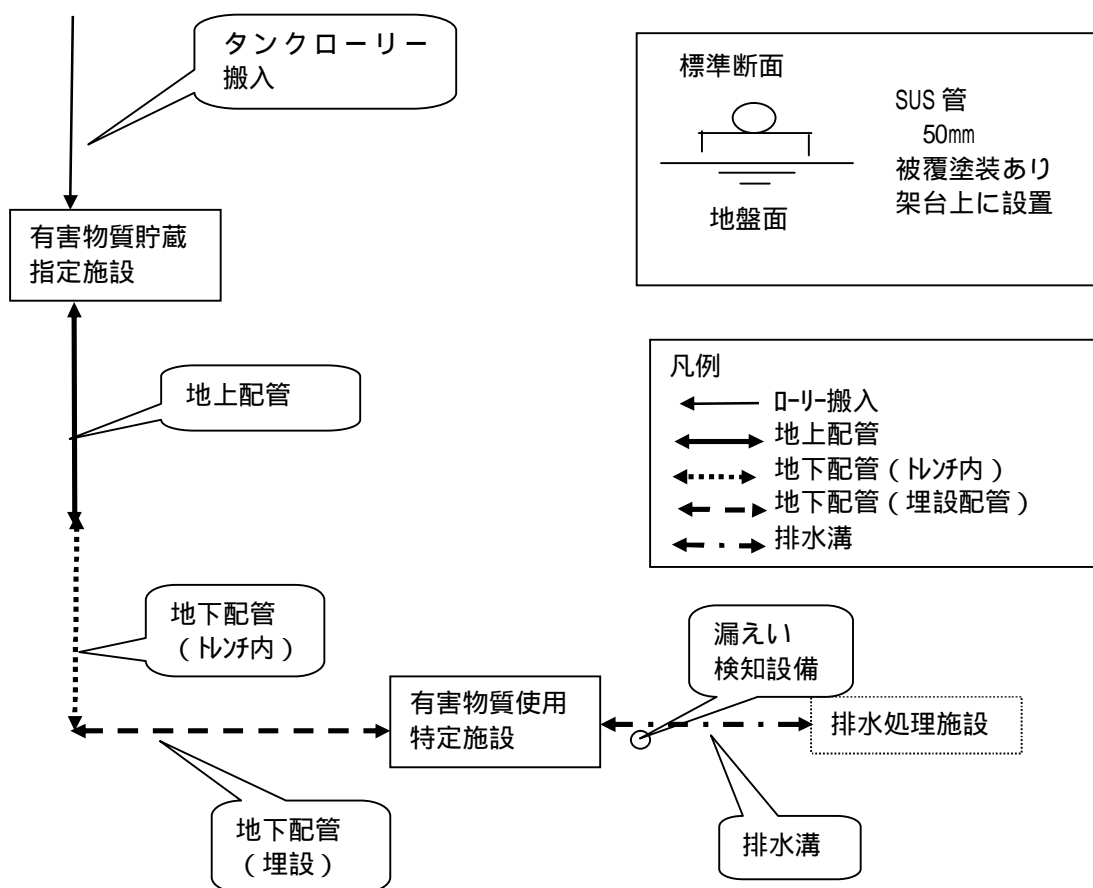
備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水使用量の欄には記載しないこと。

用水及び排水の系統及び搬入及び搬出に関する図面について

用水及び排水の系統については、これまで特定施設において、図面等の提出をお願いしていた事例も多いと考えられる。

水濁法第5条第3項の規定に基づく届出においては、有害物質使用特定施設の場合、「その施設において製造され、使用され、又は処理される有害物質に係る用水及び排水の系統」。有害物質貯蔵指定施設の場合「その施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統」を記載することとしているが、どのような設備（配管、排水溝）を通っているかが分かるような形で記載することが望ましい。

記載例：



特定施設（有害物質貯蔵指定施設）（設置）（使用、変更）届出書

2012年7月24日

都道府県知事 殿
（市長）

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名 印

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）の規定により、特定施設（有害物質貯蔵指定施設）について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		株式会社 事業所	整理番号	
工場又は事業場の所在地		〒 市 1 - 2 - 3	受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類の		施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 無	審査結果	
	特定施設の構造	別紙1のとおり。	備考	
	特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙1の2のとおり。		
	特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。			
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類の			
	有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。		
	有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。		
	汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。		
	特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。		

	特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		
--	---------------------	-----------	--	--

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<u>有害物質使用特定施設</u> <input checked="" type="checkbox"/> <u>有害物質貯蔵指定施設</u>		
	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排出水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 - 9 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

<u>工場又は事業場における施設番号</u>	A - 1 化学工場のケース	C - 1 めっき工場のケース
<u>有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別</u>	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
<u>型 式</u>	貯蔵タンク (社製)	貯蔵タンク (社製)
<u>構 造</u>	ステンレス製（構造図は資料のとおり）	ポリエチレン製（構造図は資料のとおり）
<u>主 要 寸 法</u>	直径1500mm × 6000mm × 2 基	1000mm × 1000mm × 1500mm × 1 基
<u>能 力</u>	貯蔵量 各10000 L	貯蔵量 1500L
<u>配 置</u>	化学工場の屋外に設置 (配置は、資料 のとおり)	めっき工場の屋外に設置 (配置は、資料 のとおり)
<u>床 面 及 び 周 囲</u>	床面は厚さ100mmのコンクリートで、エポキシ樹脂で被覆 周囲には防液堤を設け、流出を防止（貯留量 m ³ ） 防液堤等について、可能な場合には容量を記入	床面は厚さ100mmのコンクリート 周囲には側溝を設け、流出を防止
<u>設 置 年 月 日</u>	年 月 日	年 月 日
<u>工事着手予定年月日</u>	2012年 9 月 24 日	2012年 9 月 24 日
<u>工事完成予定年月日</u>	2012年 10 月 1 日	2012年 10 月 1 日
<u>使用開始予定年月日</u>	2012年 10 月 1 日	2012年 10 月 1 日
<u>その他参考となるべき事項</u>		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

「配置」の欄には、地下に設置されている場合には、その旨記載すること

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

<u>工場又は事業場における施設番号</u>	A - 1	C - 1
<u>有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別</u>	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
<u>設 備</u>	地上配管、バルブ、フランジ	なし
<u>構 造</u>	ステンレス製	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> 配管については、 地下配管（トレンチ） 地下配管（埋設） などのケースも考えられる。トレンチの 場合はトレンチの構造についても記載す ること </div>
<u>主 要 寸 法</u>	地上配管 直径200mm×50m バルブ 2箇所 フランジ 3箇所	
<u>配 置</u>	化学工場の屋外から化学工場の 1階 (配置は、資料 のとおり)	
<u>設 置 年 月 日</u>	年 月 日	年 月 日
<u>工事着手予定年月日</u>	2012年9月24日	2012年9月24日
<u>工事完成予定年月日</u>	2012年10月1日	2012年10月1日
<u>使用開始予定年月日</u>	2012年10月1日	2012年10月1日
<u>その他参考となるべき事項</u>		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

「設備」の欄には、施設に付帯する配管等、排水溝等の設備の名称を記載すること
 「構造」の欄には、設備の材質を記載するとともに、検知設備を有する場合にはその旨記載すること
 「主要寸法」の欄については、設備のうち、主なものについて寸法を記載すること
 「配置」の欄については、建物の名称・位置等を記載するとともに、地下に設置されている場合にはその旨を明記すること。
 有害物質を含む水が流れない場合には、構造等に関する基準が適用されないので、その他参考となるべき事項の欄にその旨記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

<u>工場又は事業場における施設番号</u>	A - 1	C - 1
<u>有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別</u>	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
<u>設 置 場 所</u>	化学工場の屋外から化学工場の1階 (資料のとおり)	めっき工場の屋外に設置 (資料のとおり)
<u>操 業 の 系 統</u>	反応施設にベンゼンを供給	廃液の貯蔵
<u>使用時間間隔</u>	1週間に1回	1日に1回
<u>1日当たりの使用時間</u>	1時間/回	5分/回
<u>使用の季節的変動</u>	なし	なし
<u>原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。)</u>		
<u>貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)</u>	ベンゼン(~ %)	シアンを含む廃液(含有率 ~ %)
<u>その他参考となるべき事項</u>		廃液は月 回の頻度で、産廃として処理を委託している。

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

届出様式においては義務とはなっていないが、管理要領、点検頻度、同等以上の点検の内容などについて、必要に応じて添付することが望ましい。

別紙15 (新規)

用水及び排水の系統 (搬入及び搬出の系統)

<p>施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統 (有害物質使用特定施設の場合に限る。)又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統 (有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)</p>	<p>(化学工場の例) 搬入：タンクローリーから供給 1週間に1回、1時間 搬出：配管をとり、特定施設である 施設に供給 連続供給、1日1000 L</p> <p>(鍍金工場の例) 搬入：シアンを含む廃液を1日1回、 を用いて施設に搬入 搬出：産業廃棄物処理業者が用意したタンクに、ホースにて搬出</p> <p>必要に応じ搬入及び搬出の系統がわかる図面を添付する</p>		
<p>用途別用水使用量</p>	<p>用 途</p>	<p>使 用 水</p>	<p>用水使用量 (m³ / 日)</p>

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水使用量の欄には記載しないこと。